

(4) 各種応援協定及びマニュアルの検討について

1 各種応援協定の確認・見直し

現在、札幌市では災害対策の一環として、医療・物資等について各機関から協力を得るため協定等を締結して非常時に備えている状況にある。

札幌市国民保護計画においても「市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、**防災のために締結されている協定の見直しを行うなど**、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。」(計画書 P34 抜粋)と定めている。

そのため、現在、各所管部局において締結協定の内容等について再確認を行っており、現協定の国民保護事案への適用の有無や適用が困難な場合の方向性について検討を行っている。

今後、状況に応じて現協定の変更や新たな協定の締結に向けて、関係機関と調整を図っていくこととしている。

2 マニュアルの確認・見直し

現在、札幌市では災害時の対応について、地域防災計画及び当該計画に基づき、所管部局において作成した各種マニュアルなどを活用して非常時に備えている状況にある。

災害時の対応と国民保護事案発生時の対応については、法体系も異なり、また、それぞれ特有の対応が必要となる部分もあるが、実際に所管部局が行うべき業務等については、共通する部分が多いのが実状である。

そこで、現在、各所管部局で整備している災害時のマニュアルが、上記協定と同様に、国民保護事案においても準用可能か、また、マニュアルの修正や新たな作成が必要かどうかについて検討を行っている。